

秋田市の認定中心市街地における 大規模小売店舗立地法特例区域の指定について

平成20年12月17日

秋田県流通貿易課

秋田市商業観光課

1 秋田市の中心市街地活性化に向けた取り組み

- 市は、県都の顔としての中心市街地を再生するため、市民や関係機関の意見を踏まえ、中心市街地活性化のための基本計画を作成し、平成20年7月9日に中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の認定を受けました(11月11日現在、全国の66市67計画、東北の9市9計画が認定済み)。
- 認定基本計画に基づく取り組みについては国の重点的な支援が受けられるなど、市の中心市街地での多様な主体による賑わいの再生が期待されます。
- 認定基本計画の中で市は、大型店の特例区域制度(※)を活用して中心市街地活性化を進めていくことを計画しています(12月5日現在、全国の13市、東北の2市の中心市街地において特例区域を指定済み)。

※大規模小売店舗立地法特例区域の概要

平成18年の中心市街地活性化法改正により設けられた制度であり、地元市町村の要請に基づき都道府県が、中心市街地活性化のために大型店の迅速な出店や増床等を促すことが必要と認められる区域を、大型店の届出手続きを不要とする「第一種特例区域」、又は、大幅に緩和する「第二種特例区域」として指定することができます。

2 特例区域に係る秋田市の要請

- 平成20年11月21日、市から県に対して、国が認定した「秋田市中心市街地活性化基本計画」の認定中心市街地の全部(別図参照)を「第二種特例区域」に指定するよう要請がありました。
- 市では、周辺住民が大型店の内容を知る機会を確保しながら迅速な出店等を促すべきとして、基本計画に示していたとおり、届出は必要としつつその手続きが大幅に緩和される「第二種特例区域」の指定を要請しています。

3 今後の県の対応

市から第二種特例区域を指定するよう要請のあった区域において大型店の迅速な立地を促進することは、中心市街地の活性化に寄与すると認められること（特例区域指定に関する法律上の要件を満たしていること）、第二種特例区域の指定要請は市の基本計画に明記されている取り組みであることなどから、県は、秋田市の要請を尊重したいと考えています。

今後県は、平成21年2月中の特例区域指定に向け、県公報による公告・縦覧などの法手続（※）を進めていきます。

※今後のスケジュール

平成21年1月 特例区域の案についての県公報による公告・縦覧

2月 特例区域の指定・県公報による公告

4 質疑応答事例集

Q 1 中心市街地活性化の政策とは？

- A 中心市街地の衰退が深刻化し、その解決が喫緊の政策課題となったため、平成18年の第164回通常国会においてまちづくり三法（※）の見直しが行われ、中心市街地活性化法については、内閣総理大臣による認定制度や選択と集中の仕組みの導入等を内容とする抜本改正がなされました。

市町村が策定した基本計画が同法の認定を受けた場合、補助金や優遇税制のほか、大規模小売店舗立地法の規制緩和を内容とする特例区域の活用など、国等による重点的な支援を受けることができます。

※まちづくり三法＝中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法

Q 2 大規模小売店舗立地法（大店立地法）とは？

- A 旧法（大店法）の廃止に伴い平成12年6月に施行された法律で、店舗面積1,000㎡超の大型店の設置者に対して、交通渋滞や騒音等の生活環境に関する問題が発生しないよう適正な配慮を求めるための届出手続きを定めたものです。

都道府県の自治事務ですが、本県では、地方分権の一環として、県条例に基づき市への権限移譲を進めており、現在のところ、秋田市を含め9市に移譲済みです。
したがって、秋田市内の大型店に関する大店立地法の権限は市にあります。

Q 3 大店立地法に基づく届出手続きの特徴は？

- A 大型店の設置者は、店舗の新設や増床等の前に都道府県（※）に届け出る必要があります。都道府県（※）は市町村や住民等の意見を聴取したうえで、設置者に対して生活環境の保持の観点から意見を具申し対策を求めることができます。

届出書類として将来交通量や発生する騒音等が周辺的生活環境に及ぼす影響を詳しく分析した資料が必要となるほか、届出後8ヶ月間は新設等の行為が禁止されるなど、許認可ではないものの、その手続きには相当の手間と期間を要します。

※秋田市に関しては、上記「都道府県」部分を「市」と読み替えてください。

Q 4 大規模小売店舗立地法特例区域とは？

A 平成18年6月の中心市街地活性化法改正により設けられた制度であり、地元市町村の要請に基づき都道府県が、中心市街地活性化のために大型店の迅速な出店や増床等を促すことが必要と認められる区域を、大店立地法に定める大型店の届出手続きを不要とし、又は、大幅に緩和する区域として指定することができます。

大店立地法の規制緩和の是非は、同法の運用主体が判断すべきものであるため、特例区域の指定も都道府県の自治事務（知事の権限）とされています。

(1) 第一種特例区域

- ・ 大店立地法に定める届出が不要となる区域で、中心市街地活性化法に基づく認定中心市街地の全部又は一部において指定することが可能。
- ・ 12月5日現在、富山県（富山市）、北海道（帯広市）、青森県（青森市）等の5道県（6市）が指定済み。

(2) 第二種特例区域

- ・ 大店立地法に定める届出手続きが大幅に緩和（届出書類の簡素化、開店制限期間の適用除外、都道府県意見の適用除外など）される区域であり、中心市街地の全部又は一部において指定することが可能。
- ・ 12月5日現在、栃木県（宇都宮市）、宮城県（古川市）、青森県（青森市）等の8県（8市）が指定済み。

Q 5 第二種特例区域とする理由は？

A 平成20年11月21日、秋田市から県に対して認定中心市街地の全部を「第二種特例区域」に指定するよう要請がありました。

認定中心市街地のため「第一種特例区域」の指定も可能ですが、市では、以下の事由を総合的に勘案して「第二種特例区域」の指定を要請しています。

- (1) 基本計画において第二種特例区域と明記し、関係者の合意を得ている。
- (2) 届出が不要となる第一種特例区域では、届出後における住民説明会も不要となり、周辺住民にとって大型店の出店等の内容を知る機会が減少する一方、極めて簡素ではあるが届出は必要となる第二種特例区域では、原則どおり住民説明会の開催が義務づけられるため、周辺住民にとって知る機会が確保される。
- (3) 届出が不要となる第一種特例区域はもちろんであるが、届出後一定期間の開店

制限や都道府県意見等の規制がなくなる第二種特例区域も、大型店の迅速な出店等を促す効果が十分認められる。

Q 6 特例区域に指定された場合、他の許認可手続きはどうなるのか？

A 特例区域は、あくまでも大店立地法の届出手続きを緩和するための制度ですので、これによって他の許認可手続きの規制（例えば、都市計画法に基づく開発許可手続きや建築基準法に基づく建築確認手続きなど）が緩和されるわけではありません。

Q 7 市の要請に対する県の考えは？

A 中心市街地活性化に寄与すること、秋田市が関係者の合意を得て策定し国の認定を受けた基本計画に基づく取り組みであること、大店立地法の権限移譲を受けている市は、特例区域の範囲や種類、指定の是非について主体的に判断できることから、県は、市の考え（要請の内容）を最大限尊重したいと考えています。

Q 8 今回の説明会で述べられた意見はどのように反映されるのか？

A 大店立地法の権限を有する市と特例区域指定の権限を有する県との間で十分に検証させていただきます。

その結果、県都の顔としての中心市街地を再生するためには、やはり市が要請しているとおり第二種特例区域を指定する必要があると判断した場合は、市の要請のとおり特例区域を指定する予定であることが県公報により公告されます。

なお、この公告は来年1月中に行う予定ですが、公告後2週間以内は誰でも県に対して意見を述べることができます。このように、今回の説明会でのご意見を法律に基づく正式な意見書として県に提出する機会が確保されております。

Q 9 第二種特例区域の指定までのスケジュールは？

A 平成21年2月中の特例区域指定に向けて、今後、県公報による公告・縦覧など

の手続きを進めていきます。

【今後のスケジュール（予定）】

平成21年1月 特例区域の案についての県公報による公告・縦覧（※）

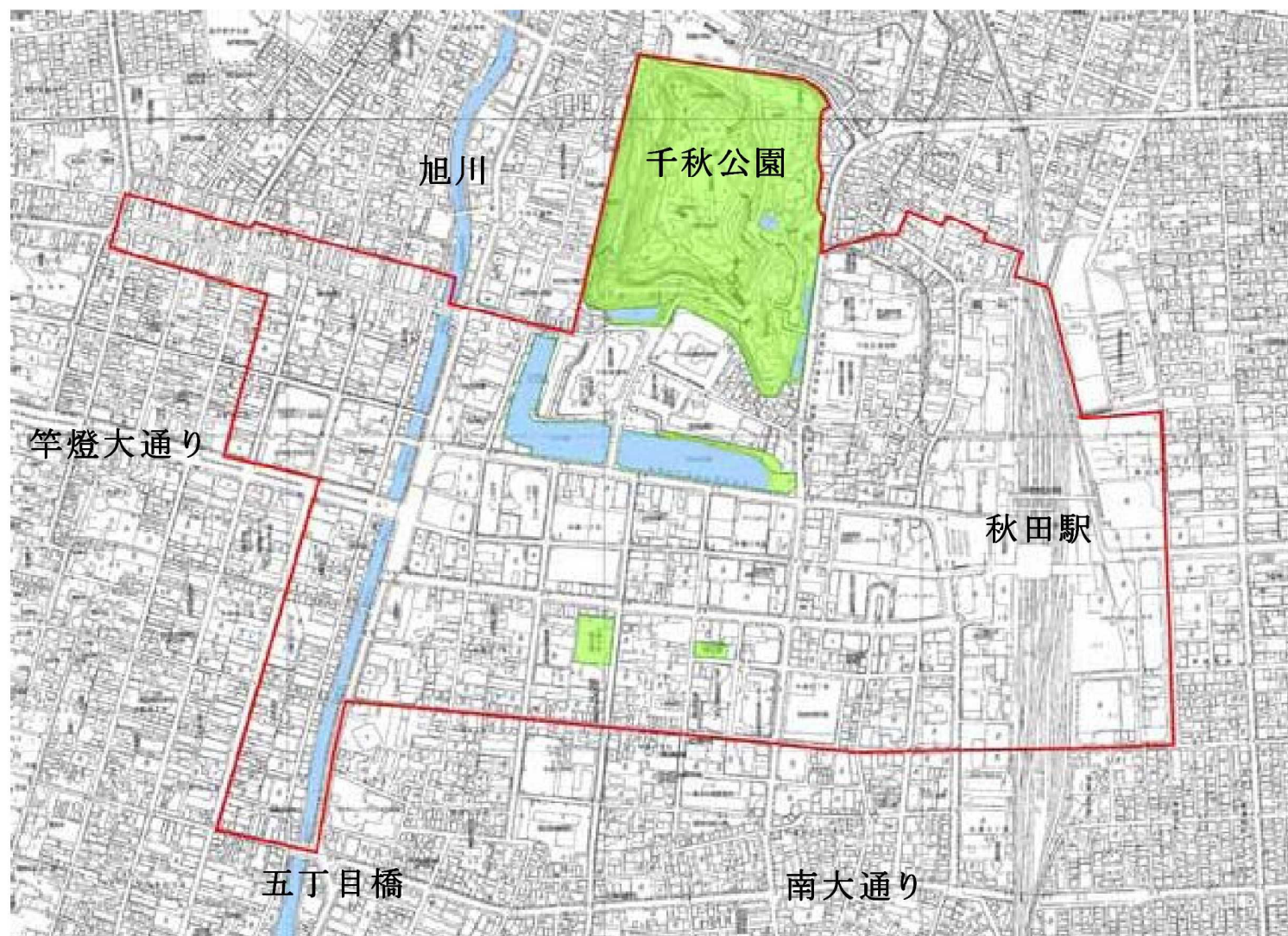
※県公報は県公式ホームページ「美の国あきたネット」で閲覧可能です。

※公告日から2週間は誰でも県に意見を述べる事が可能です。

2月 特例区域の指定・県公報による公告（※）

※公告日から大幅な規制緩和が実現します。

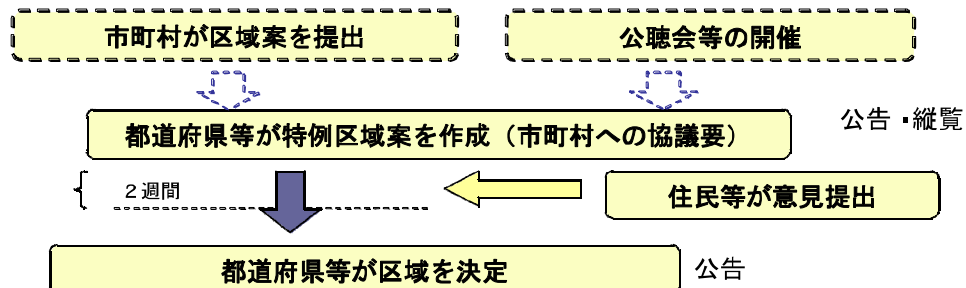
(別図) 秋田市の認定中心市街地 (下図に示す約119haの区域)



(説明会配布資料 2)

大規模小売店舗立地法特例措置スキーム(概要)

1. 特例区域の指定(概要)



* 第一種・第二種特例区域の指定・変更・廃止の手続とも同じ。
(第一種特例区域については、国が中活基本計画を認定した場合にのみ指定可能。)

2. 区域指定後の大店立地法の手続(概要)

公告日以後以下の特例が適用。

(1) 第一種特例区域

大店立地法の新設及び変更等に関する手続が不要。

(2) 第二種特例区域

届出及び説明会の開催のみで出店が可能。

